

商品概要説明書

1	商品名	きたぎん教育資金贈与専用預金
2	ご利用いただける方	直系尊属（曾祖父母さま、祖父母さま、父母さま）より教育資金の贈与を受けられた30歳未満の個人のお客さま 贈与を受ける年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、対象外となります。
3	お預入れ期間	2013年10月1日～2026年3月31日までの銀行営業日
4	預金種類	普通預金（教育資金管理契約を締結させていただきます）
5	お預入れ方法等 (1)お預入れ方法 (2)お預入れ金額 (3)お預入れ単位	口座開設店の窓口で、贈与契約による取得後2ヶ月以内にお預入れいただきます。 ・お預入れの都度、贈与契約締結等の手続きが必要となります。 受贈者1人さまにつき、1円以上1,500万円以内 ・学校等以外に対して直接支払われる金銭については500万円を限度とします。 1円単位
6	払戻方法	口座開設店の窓口で随時払い戻しいたします。 教育資金のお支払いを証明する領収書等（原本）を窓口にご提出いただきます。
7	利息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)税金	毎日の店頭表示の普通預金利率を適用します。 毎年2月と8月の当行所定の日にお支払いします。 毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とし、1年を365日とする日割計算をします。 2013年1月1日以降、復興特別所得税が課され、利息に20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。
8	手数料	無料
9	契約の終了	以下のいずれか早い日に教育資金管理契約は終了し、本口座はご解約いただくこととなります。 受贈者（口座名義人）が30歳になられた場合 但し、30歳以上でも学校等に在学している場合または教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合は、最大40歳に達する日まで、所定の手続きを毎年行うことで延長が可能です。 受贈者（口座名義人）が亡くなられた場合 口座の残高が0円となり、受贈者（口座名義人）と当行で特約終了の合意があった場合
10	お取扱い店舗	当行本支店（インターネット支店、イーダイレクト支店、各ローンプラザを除く）
11	付加できる特約条項	マル優のお取扱いができます。
12	その他参考となる事項	・本預金は預金保険の対象商品です。同保険の範囲内で保護されます。 ・本商品はATMのお取扱いはできません。 ・お1人さまにつき1金融機関1店舗でのお取扱いとなります。

商品概要説明書

13	当行が契約している 指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
----	-----------------------	--

(2023年4月1日現在)